

労 災 保 険 率 表

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1,000分の60
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1,000分の32
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の41
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1,000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の30
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の6.5
	採石業	1,000分の70
	その他の鉱業	1,000分の24
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の103
	道路新設事業	1,000分の15
	舗装工事業	1,000分の11
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の18
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1,000分の13
	既設建築物設備工事業	1,000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業 その他の建設事業	1,000分の9 1,000分の19
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1,000分の6.5
	たばこ等製造業	1,000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の4.5
	木材又は木製品製造業	1,000分の15
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7
	印刷又は製本業	1,000分の4.5
	化学工業	1,000分の5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5
	コンクリート製造業	1,000分の14
	陶磁器製品製造業	1,000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1,000分の7
	非鉄金属精錬業	1,000分の8.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1,000分の7.5
	鋳物業	1,000分の19
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1,000分の11
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1,000分の7.5
	めつき業	1,000分の6
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業)	1,000分の6.5
	電気機械器具製造業	1,000分の3.5
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1,000分の5	
船舶製造又は修理業	1,000分の23	
計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1,000分の3	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の4	
その他の製造業	1,000分の7.5	
運輸業	交通運輸事業	1,000分の5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1,000分の11
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1,000分の12
	港湾荷役業	1,000分の17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の3.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13
	ビルメンテナンス業	1,000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の7
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の3
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の4
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の3
	船舶所有者の事業 その他の各種事業	1,000分の50 1,000分の3